

令和8年度東京都税制調査会第2回小委員会

令和8年6月30日（火）10：00～11：57

都庁第一本庁舎 33階特別会議室S6

【吉野税制調査担当課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから令和8年度東京都税制調査会第2回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を参照いただきながら御検討いただければと存じます。
今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

それでは議題に入らせていただきます。

議題1「個人所得課税」になります。事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【吉野税制調査担当課長】 それでは、議題1「個人所得課税」について御説明いたします。

資料2-1の1ページを御覧ください。

論点は、第1回小委員会に引き続き、「個人所得課税について、経済活動の多様化・複雑化が一層進展している中、今後どう在るべきか」としています。

次の検討項目を御覧ください。「個人事業税の課税方式の見直し」としています。具体的には、まず、職業や業種の選定など、実務的な困難性を踏まえた、個人事業税の限定列举廃止の必要性について御議論いただきたいと考えております。

次に、限定列举廃止に伴い、全ての業種に課税ベースが広がることを踏まえまして、公平かつ簡素な制度の在り方について御議論いただきたいと考えております。

これらの検討項目の議論を深めるため、本日の小委員会では、有識者ヒアリングとしまして、木南税理士から御講演いただきます。

続きまして、資料について御説明いたします。

2ページは、個人事業税の概要でございます。

3ページは、法定70業種の一覧です。右側には、第1種から第3種事業の区分ごとの課税人員について、全国分と東京都分を記載しています。

4ページは、法定業種の変遷です。昭和23年に、「あらゆる事業を課税の対象とするため、新たに事業税を設けることとした」とされていますが、平成19年の改正以降、個人事業税における法定業種の見直しは行われておりません。

5ページからは、第1回小委員会で御質問等をいただいた個人事業税の性質についての資料になります。

まず、5ページは、個人事業税の課税客体と事業税の課税根拠でございます。課税客体については、生活関係が複雑で、所得の源泉が多種多様であるため、個人の行う事業といっても、その認定に当たって混乱を生ずるおそれがある等の理由から、事業を具体的に列举しているとされています。課税根拠については、事業は行政サービスを受けてその活動を行っていることから、行政サービスに必要な経費について応分の負担を求めているのが事業税であり、応益原則に基づく税とされています。

6ページは、二重課税について整理した資料です。所得税については、所得そのものを課税対象としていること、また、個人住民税についても、会費的性格を有し、全ての所得に課税する人税であるのに対し、事業税の課税標準としての所得は、個人の事業活動を通じての行政サービスの受益量の指標として把握されるべきで、課税

標準が同じ所得であるとしても、その意味を異にし、二重課税であるということにはならないとされています。

7ページは、学説や研究会報告、判例でも二重課税は否定されているとの御紹介でございます。

資料の説明は以上になります。

この後は、有識者ヒアリングとして、木南税理士から、実務面から見た所得の多様化・複雑化を踏まえた個人事業税の認識等について、資料2-2を基に御講演いただきます。なお、資料2-2後半の「個人事業税に関する考察」以降の資料につきましては、実務事例を含む具体的な内容を含んでおりますことから、御議論いただくものではありませんが、御参考まで添付させていただいております。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 たいま事務局から御紹介がありましたとおり、本日は、木南会計事務所所長で、東京税理士会麹町支部長の木南誠税理士に御出席いただいております。ありがとうございます。

木南先生から、実務者からの確定申告の実情や個人事業税に係る御認識等に関するプレゼンをこれからしていただきます。

なお、木南先生のプロフィールは、資料2-2の1ページを御参照ください。

説明は概ね15分程度になる予定です。御説明いただいた後、10分程度、質疑応答の時間を設けます。それでは、木南先生、よろしくお願いいたします。

【木南税理士】 御紹介いただきました、東京税理士会税理士の木南と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

本日、このような場をいただきましてありがとうございます。我々が日常の業務という部分で、実際に個人の所得税の確定申告について行っている手順について資料を作成してまいりました。そこに付随して、個人事業税についての話を最後の方に織り込んでおります。

それでは、資料の順番に基づき説明させていただきます。

まず、資料2ページについて、「本資料の構成」ということで、目次になっております。確定申告の必要性和対象者、作成手順、10種類の所得区分、総合課税・分離課税と損益通算、そして、副業所得についての区分判定フローといった構成で作成しております。

その上で、若干の参考資料をつけておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

まず、資料3ページにて、「確定申告の必要性和対象者」ということで、「申告が必要となる主な場合」及び「申告により還付を受けうる主な場合」ということで2通りの形で記入してあります。これは、国税庁にある所得税の確定申告の作成の手引にもこのような書き方になっております。

実務上こういった確定申告を必要とされる方が個人の方でいらっしゃる場合、当然、委任を受けなければ、これらの確定申告を我々の方で代行するということはまずございません。その上で、例えば、法人関与をしているクライアントに対して、その法人代表者の給与収入が2,000万円を超えていると、年末調整というプロセスでできないため確定申告を行う。また、給与・退職以外の所得が20万円を超える場合、スポットで来ることがありますけれども、これが事業に繋がっていく場合があるということです。

更に、二か所以上から給与の支払いを受けている者は確定申告が必要です。

加えて、公的年金等の収入が400万円超の年金受給者ということで、通常、申告不要を選択される方も多いですけれども、例えば、医療費が多いというような場合は、こちらで申告をする場合もございます。

そして、事業所得・不動産所得を有する個人、ここが今回のメインになると思います。

それから、土地・建物・株式等を譲渡した場合といった、このあたりが主なところになります。

申告により還付を受けうる場合というのは、最近、ふるさと納税もワンストップ制度といったものがありますし、それから、扶養に入れている者の所得が扶養の範囲を超えているときに年末調整でそこが違っているような

場合は、申告をして正す必要があります。また、住宅取得、住宅借入金等特別控除を受ける場合、こういったものもスポットで受けることがあります。

それから、年の中途退職で年末調整が未了の方というのは、あくまで退職金の話ではなくて給与の税金が未清算であるという場合の話でございます。

そして、雑損控除の適用。災害とか盗難といったものですが、これは非常にレアなケースかと思います。

また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除。これは還付の話であるため、上場株式については、今、特定口座や源泉徴収の有無によって、申告をするしないということがいろいろ枝分かれしております。そのため、通常、源泉徴収ありの特定口座の場合は、繰越控除があった場合には次年度にそれを繰り越すために確定申告が必要だということで、こういった形で申告を行う流れになっております。

ただ、今回の主題である、申告が必要となる主な場合、例えば「事業所得・不動産所得を有する個人」と一言で書いてしまうと簡単な話になってしまうのですが、実は、ここも非常に厄介な部分がございます。法人を設立して、法人で税務申告をしていく場合は、法人は人格がある状態で登記を行うため、当然、その事業所自体が登記を行ったということで申告は絶対必要になる。ところが、個人事業の場合は、例えば商売を始めて、それがうまくいくかどうか確実性を持って事業を開始している方ばかりではない。実は、ここの部分で事業所得になるのか、雑所得になるのか、非常に判断に迷う部分でございます。

例えば、継続的に事業を行うつもりで本人が立ち上げても、1年間の間に全く収入が発生せず、結局、申告することもなく、そのままサラリーマンになってしまっただけで、廃業届も出さないといった例も時たまあります。

次に、資料4ページになります。

実際、資料を収集するということになるのですが、給与、年金等に関しては源泉徴収票を集め、報酬については支払調書を集め、控除証明については寄附金も含め生命保険料、地震保険料の控除の証明書を集め、帳簿等を収集します。実は、この帳簿等の収集の部分が、事業所得になってくる部分では肝でございます。こんな単純に一言で書ける話ではないのです。

例えば、事業的規模になるような業種を始めたとします。青色申告の届出を出して、開始届出書を出して事業を開始しましたという状態になるのですが、帳簿の作成要件が必要になります。これを実際、確定申告の時期である2月16日から3月15日に、年間の帳簿を処理し切れるクライアントなのか、それとも、法人と同じように、毎月関わり得る事業者となるかは本当に分からないです。毎月帳簿や資料を預からないと処理ができないというパターンで、毎月関わりを持っていくところに持っていくのが、クライアントの理解も得られなくて、「年1回でいいです」という話になりがちだという部分はございます。

そして、区分の話です。次のページに、収入を10種類の区分に分けて書いてありますが、ここで今回問題になっているのは、事業所得、不動産所得、そして雑所得ということになります。

実際、所得区分は10個あるのですが、課税されている国民がどの所得区分になるのか、簡単に分かるかという点、実はなかなか理解できない部分ではございます。例えば年末調整をやっているときに、クライアントから扶養に関しての情報をいただいた際、この部分は収入なのか所得なのかということが、我々は税理士なので、当然、収入と所得の違いは理解しています。しかし、収入なのか所得なのかという言葉の違いについて、数字の違いがそこに発生してくることを一般の方に理解してもらうのは実はすごく難しいです。

例えば、給与の場合、今、改正になっていますが、103万円という言葉がやたら流れておりました。しかし、この103万円というのは所得ではないのです。給与の収入の部分になっております。この部分は一般の納税者はなかなか理解できない。特に従業員として勤めている方は理解ができない。

さらに、年金等について、年金の控除は年齢で段階的にパーセンテージに差が出たりします。そうすると、年金は年金所得という雑所得の区分に入りますけれども、雑所得に入れるプロセスでも、実はなかなか納税者が理

解できないところとなっております。

事業所得については、基本的には収入で入ってきたものから必要経費を差し引いて、青色申告の控除を適用して所得の金額を最終的に出して、そこから所得控除を引いて計算するという流れになっておりますが、この最初の収入から経費を差し引くところの計算をきちんと固めないと、事業所得がそもそも幾らなのかが全く分からないという状態になります。

納税者本人も、こういった数字の取りまとめをする意識はあったとしても、必要なものを揃えておかないと、エビデンスが整っていないということを説明することになりますので、こういった資料を集めるのにはかなり時間がかかるということです。

資料4ページに戻って、計算の部分です。最近ソフトもかなり発達していますし、国税庁のe-Tax確定申告書作成コーナーというところがあり、スマホ申告を国税庁も勧めていることから、このあたりの計算については、そもそも最初、どこに数字を入れるかということが分かっていたら、ある程度、最後のところまではいけるのではないかという感じはいたします。

そして、記入についてです。第一表・第二表を作成した上で最終的に申告することになりますが、今はe-Tax又は書面でということになっております。書面の方は、昔、税務署のところに行って、3月15日に受領印を押してもらうことがありましたが、昨年からは、窓口を持っていっても受領印を押してはくれません。紙媒体ではきちんと提出の終わったものだと証明するのはなかなか難しくなっている状態で、今は電子申告をお勧めするのが一般的な流れかと思います。

10種類の所得区分については、先程御説明しました。資料6ページについて、今回の個人事業税の話とは直接的には関係ないのですが、損益通算の部分について、損益通算ができる所得というのは、先ほどの10種類の中で決まっております。雑所得は赤字が出て通算することはできないことになっています。事業所得は赤字が出れば、他の所得と通算ができるということです。さらに、ここで言う分離課税は、あくまで通常の利子・配当等とは別に税金の計算をするという方法になっているものであり、主たるものとして不動産等の売却に基づく所得は分離課税で計算といった感じに捉えていただければいいかと思います。

同ページに、所得税法第69条の対象として譲渡所得と書いてありますが、これは極めて限定的な状態でしか通算はできないと理解をしていただければいいかと思います。

そして、資料7ページになります。

副業所得について、昨今の政府はリ・スキリングということで、退職金の制度をいろいろ変えて、50代以上の方に副業や転職を促すといった流れが見えたかと思います。当然、今の世の中だと、サラリーマンとして働いているメインの所得以外に副業による所得を得ることをある程度認めている流れになっていると思います。もちろん、メインで働いている会社員としての立場に対して、副業は駄目だと言っている場合もあると思いますが、副業による収入が発生してきた場合の話を、判定フローということで書いてあります。

実際、副業について事業となるか雑所得となるかという判定になったときに、もちろん、帳簿書類の保存はあるかという部分は、最初に捉えられなくてはいけない部分ではあるのですが、収入の金額が300万円といったように数年前から国税の所得税の方で規定をしてくれています。

ただ、300万円を割っているとはいっても、営利性、継続性、独立性で個別に判断をするということになっているのです。このあたりが相当恣意的になりやすいのではないかという理解をしています。メインで他に収入があるかないかということと、ここで雑所得になるかならないかという判断は、明確になかなか分けづらいです。実際、継続的に発生している収入の金額が小さければ雑所得だろうと想定されるのですが、商売を起こしたばかりで、いきなり300万円の年間収入を得られる確約を持っている個人事業主がどれほどいらっしゃるかということなのです。

当然、法人の場合、設立した最初は赤字になりやすいのです。次年度以降、青色申告を出していれば、赤字部分を次年度の所得から通算することができるのですが、今後継続していく本人の意向を重視しないと、最初の設備投資に掛かったものが、一切損金で認められない状態になってしまう。赤字を認められないとなってしまうと、将来若しかしたら化けるかもしれない事業が、税金上、不遇な扱いを受けるといった感じはいたします。

一応、我々が日常的な業務で行っているのは、こういった所得税の申告書の作成手順なのですが、先生によってはクライアントの数が100も200もいます。実際、これを1か月の期間で、200の事業的規模の方達を片づけるとなると、この収入という部分についての判断が難しい。

収入として入ってきたものは、所得税の申告書上、決算書でまとめる上ではほぼ売上という1つの概念でしか括っていないのです。例えば、不動産の家賃にしても、家賃収入という言葉で表すように、家賃の売上だと考えられると思うのですが、その部分でしか判断ができないです。今回の事業税というのは、事業である場合に、入ってきたものに対して色づけがある中で、これを明確に区分していないと実は事業税の計算ができないというところが実は凄く肝ではないかと思っています。

確定申告書を3月15日に提出した後、幾つかの個人事業を開業された方とか、所得もそれなりに出た方については、資料8ページの問い合わせ書が送られてきます。これは東京都のフォーマットになり、実際、クライアントからこういうのが届きましたと言って私に送られてくるのですが、通常、申告書を作っている段階では請負なのか雇入れなのかという部分を我々は全く判断していないため、納税者に聞きながらではないと分からない。

ところが、納税者も、請負なのか雇入れなのかそもそも理解できないです。雇入れというと、通常は雇用という形になるため、雇用だと会社員ではないのですかという意味合いになってしまうような感じがして、この部分を2つに分けるところを、課税の主体である納税者がなかなか理解しづらい状態にあるということです。

実際、この書類は、事業を営んでいる全ての方のところに届くわけではないです。例えば、新規に事業を開始した方で、所得の内容が不明、収入の内容が不明という方には届きますし、一度届いて、そこで個人事業税が課税されると判定された人は、収入の内容がどう変質しようとも、その後、何かしらのアクションを本人が起こさない限りそのまま課税が続いてしまう。しかも、これを全ての個人事業を営んでいる個人の方に渡して徴税するという考え方からいうと、第1回小委員会の資料を拝見いたしましたけれども、仮に45万件を全て東京都確認するとなると、恐らく膨大な作業量になる。全てを確認することはとてもではないが無理だし、逆に言うと、一回判定されたものをそのまま次年度に流すという考え方をしていると、恐らく当初は課税されない事業者でありながら、次年度以降は課税される事業をやっていたのにもかかわらず、ずっと課税されない。

同業者のネットワークがあって、うちは課されているけれども知り合いは課されていないといった話をよく聞くのです。それを我々に聞かれてもという話なのです。そういう状態になると、課税の信頼が揺らぎかねないのです。要は、このような公平な状態ではないものが出てくると、我々の方にクレームを言ってくる納税者が実は多いということなのです。「何で先生のところだと掛かるのですか」と。どうも答えのしようがないというのが現実の話になってしまうという感じでございます。

それ以外に何点かこの部分で問題となってくるのが、こういった帳簿を作成するプロセスになったときです。例えば、数年前に消費税の適格事業者の届出というインボイスが導入された際、ほとんどの個人事業主は消費税の申告書を別途作ったことがないため分からなくて、最初の年は、消費税の申告書が結構無申告だったという話を聞いております。結局、消費税の判定をするときに、いろいろ業種の区分をここでも分けるのですが、簡易課税という方法を採用すると、6種類に分けたりします。こういったことも、収入の内訳が分からないと実はできないのです。ただ、そこまで大まかな分類ではない。最終的には、その他という分類がありますので、そこに入れて申告をするということで、消費税の方は何とか我々の方でまとめることができます。

ただ、この事業所得か雑所得かというところが、恣意的で、あまりはっきり判断ができづらい部分だという先

程の話にも繋がってくるのですが、70業種に限定されているものについて、これが一体何の業種に該当するのかということを我々が単純にぱっと判断できない。ここの部分が、何かしら公平性が出てこない非常にメインの部分かと思います。

そして、こういう徴税のために、物すごく人手をかけて行わないと正しい課税ができない状態について、ただでさえ労働人口が減少して人手不足が叫ばれている中で、この状態を続けていくと、もっと不公平な課税が生じ得るのではないかなという感じがします。これは、最終的に、地方税にしろ国税にしろ、税務に対する信頼を損ねかねないといった話に繋がるのではないかなという部分です。

また、先程の話で、初年度やっていた事業と次年度やっている事業が変わるという話もしましたが、業種が非常に多様になっていて、前年やっていたことが必ずしも上手くいかなかったからぱっと違うことをやるといったことは、実は結構多いと思うのです。

以前、今も継続する会社の会長さんは、1つの事業で30年は継続できるとおっしゃっていたのですが、今、実際に申告書を作成している我々の立場から言わせていただくと、事業の継続性というのは5年も実はないのではないかと。1つのことをやり続けてずっと収入を得られるわけではなくて、やはり何かしら新しいものに取り組んでいかないといけないのではないかなといった変革の早さが、この部分で非常に複雑になっているという気がいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

ただいまの御講演の中で東京都の様式の話も出ましたが、事務局はこの点、何かございますでしょうか。

【渡部課税指導課長】 東京都主税局で個人事業税の課税を所管しております渡部と申します。

木南先生、御説明をいただきありがとうございます。所得税や個人事業税の取扱いにつきまして詳細に御説明いただき、大変参考になりました。

御説明いただきました中で、個人事業税に関する考察や課税認定に関する問題点のところを御説明いただきました。資料の中でも、課税する自治体ごとに判断が分かれる例などを書いていただいているのですが、この課題というのは、現行制度で法定業種が限定列举されているというところに原因としては行き着くものと考えております。木南先生も、資料中に記載いただいたとおり、限定列举方式の見直しを行うべきというのが最終的な方向性ですが、これは東京都の考え方と軌を一にしているものだと考えております。確定申告書の作成等、大変いろいろなことを行なわれている税理士の先生を目線から見ても、考え方は同じということで安心したところでございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの木南先生の御説明について、委員の皆様から御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思います。発言がおり委員の方は、御発言または挙手機能で合図をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、まず金井委員、よろしくお願いいたします。

【金井委員】 金井と申します。御説明、ありがとうございました。

納税者から見ると2つあって、まず、事業所得かそうではないのかどちらなのかという話と、仮に事業所得になった場合、どの業種なのかという話です。今回、所得税の話でしたけれども、それが個人事業税に繋がっていくということだと思うのです。仮に、業種が一般化されれば、どの業種なのかという判定はなくなると思うのですが、最初の段階、これは事業なのか事業ではないのかというところで、特に、事業になったら個人事業税が漏れなくついてくると思うと、なるべく事業所得ではないようにしたいという気持ちが働くのではないかな。一方で、必要経費は雑所得の方でもできますよね。そのため、そういう意味では、何となく事業所得ではない方にしたいかなのではないかな。

もちろん、いろいろ原則があって、そうしては駄目ですというルールがあるのは分かるのですが、何となく事業所得にしたくない方に行きたいと思って申告したときに、課税当局というのは分かるものなのですか。雑所得ですと言って申告して、実は事業所得のようなものがあつたとして。今までであればどのみち個人事業税が課されなかったのだから関係ないではないかということだったのですが、仮に、一般的に個人事業税が課されるようになったときに、事業所得にしたくないという納税者が、意図的か意図的でないかはともかくとして、何となく面倒くさいことはやりたくないと思ったときに、課税当局はそういうものは分かるものなのか。あるいは、税理士さんから見れば、これは事業所得だから事業として申告した方がいいと言うかもしれないのですが、仮に、一般の人が自分で書いたときに、課税当局はどの程度分かるものなのでしょうか。

【木南税理士】 恐らく、分からないと思います。

【金井委員】 そうすると、なるべく事業所得にしたくないですね。

【木南税理士】 ただ、事業所得にしなければ受けられない、減価償却の特例といったものがあるわけで、事業所得にする前提であるものを意図的に、個人事業税のためだけに雑所得にするという考え方ではないです。先程話したとおり、事業の継続性や将来性といったことを勘案して、事業所得として初年度申告するというのが前提です。

そうすると、そもそも雑所得となったときに、これはすごく意地悪な質問になってしまうかもしれませんが、先生方にお聞きしたいのは、本の執筆を多分たくさんされていると思います。そうなったときに、印税はどうされているのですかという話なのです。それは、金額で判定しているわけではなく、御自身が他で、例えば教授なり教員という肩書でいただいている給与がメインであって、これはあくまで副収入だとしているから雑所得に振り分けるという考え方ではないと思うのです。それを、あえて事業所得とするといったときに何を使うかといったら、やはり青色申告の控除を使いたいとか、減価償却資産を何かしら買って、それで減価償却を大きくしたいとか、経費、損金で極力落としたいといった何かしらの特典を受けたいから事業所得とする。このところは、御本人の意向でどちらにでもなり得るということです。ここがなかなか恣意的だと感覚としては受けます。

【金井委員】 個人としては、いろいろ事業所得にしたときのメリットとデメリットをトータルで勘案して結局申告することになるということでしょうか。

【木南税理士】 そういうことです

【金井委員】 それを恣意と言うか、合利的選択と言うかはともかくとして、一応、納税者の立場から言うと、そうになってしまう。

【木南税理士】 雑所得にしたら事業税が課されないということを知っている方は、当然事業税が課されて必要経費がほとんどない収入であつたら雑所得に入れます。そういうことを知っている方はそのようにやってしまう。ただ、そういったことはどこにも書かれていないため、知っている人が得をしようみたいなのは、若干よくないかとは思いますが。

【金井委員】 それは、業種指定をやめても残る問題ということですか。

【木南税理士】 そうですね。業種指定をやめても残ります。強いて言えば、所得区分を10個作っていて、これは一般の納税者に非常に分かりづらいと私は昔から思っています。このあたりの区分のところも、昔、ストックオプションのところで何の所得なのかというのが裁判にもなっています。そういう意味で言うと、なかなか所得の区分が分かりにくいという感じがする。だから、それをなくしてくださいということではないですが、そういう意味で言うと、雑所得と事業所得の概念を明確に区分けできる、300万円基準というのも数年前にできたばかりです。この基準ができたからこうだという部分はありますが、継続性であるとか、これから発展していくであろう方は、やはり事業所得で申告したいと通常は思います。そういう意味で言うと、このあたりは曖昧だらけなのではないかという部分は若干あります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 木南先生、御説明、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

それで、一つ質問させていただきたいことがあります、その前にコメントを申し上げたいと思います。

今の御議論にもありましたが、事業所得をどう捉えるかというところで、様々な環境の違いといったところがあるというのは、私も本当にそういう認識を共有するところでもあります。ただ、国税における所得税のこだわりと、地方税における個人住民税及び個人事業税のこだわりというものの力点が違うということが、ある意味でそういう違いになって出てくるのではないかと思ったというのが私のコメントです。国税は、要は、総合課税をするため、結局のところ、課税所得が幾らになるかということだけです。そのため、事業所得で振り分けようが雑所得で振り分けようが、もちろん、その経費をどう認定するかとか、所得をどう計算するかというところの問題はあるとしても、いずれにせよ総合課税するということだから、それ以上のものはない。もちろん、個人事業税のような税は国税にはないので、国税としてはそれ以上こだわることはない。

そういうことだけれども、地方税になると、個人住民税だけではなくて個人事業税がある。しかも、対象業種が限られているということなので、なおさら、その範囲がどこまでなのかというところに強いこだわりがあるということが、こういった議論にもなってくるということなのかと思いました。

そこで一つ質問です。東京都は、これまでずっと対象業種を限定列举することをやめるということを主張しているということなのですが、対象業種を限定しないということになると、今まで個人事業税がかからなかった業種の方も、事業所得があると、それに対して個人事業税を納税するということになり得るわけです。そうなったときの納税実務はどういったことが予想されるかということを、木南先生にお伺いしたいところです。

私の印象で言うと、少なくとも初期段階では、個人事業税の納税に全く経験や意識がない納税義務者が増えるため、それなりの混乱は避けられないのではないかと印象も持っています。それよりかは、むしろ、消費税の軽減税率対象品目を法令で決定するというのが一つ例示としてあって、例えば、食品表示法によるところの食品というものがまずは対象となるけれども、酒税法の酒類というものは除くといったように、限定するにしても、しっかり法的根拠を持った形で限定するということができる。限定するにしても、今のような法的根拠が希薄な形で個人事業税の対象業種を限定するのではなく、もう少し法的根拠を持った形で限定することで、混乱が防げるということもあるのではないかと思ったのですが、どのように納税実務を御覧になっておられるか。対象業種の限定の仕方に加えて、もし限定しないとなったときの納税実務の予想みたいなものをお聞かせいただければと思います。

【諸富小委員長】 では、木南先生。

【木南税理士】 非常に難しい質問です。あくまで納税者がどう動くかという話になるのですが、現状であっても、個人事業税についてかかるかどうかは、きちんと事業税の法律はあるものの、運みたいに捉えている方が実は多いのではないかという気がしております。実際、この問い合わせ票が届かなかつたら事業税が課されないとか。それから、御自身の業種の書き方によっては、そもそも課税されるものなのだけれども、自治体によって結構差がある。これは、資料の後ろの方に参考としてつけさせていただいていますが、最近の動画配信といったものにかかる事業税について、各自治体でかなり差があるようなのです。

そういった意味で、対象業種を限定せずに個人事業税を課される場合、我々実務面の立場で言うと、今後、全ての事業と言われているものには個人事業税が課されるという説明を事前にしておくことしか我々は免責されないのではないかと。その最初の説明をしていなかったために、「こんなものがかかるなんて聞いていない」と言われると、我々も専門家としての説明責任を果たしていないという話になってしまいます。しかし、我々税理士に頼むクライアントがどれほどの数か。一般の納税者は御自身で申告書を作っていますので、多分混乱は起こ

り得るのではないか。

限定をしないといった話になってきたときに、実は、国税でも同じことが発生していて、所得税法第204条に、源泉徴収をしなければならない報酬等の扱いが書いてあります。ここの部分も長らく昔のままなのですが、新しい業種がその中で当てはまるかどうか非常に判断に迷うところがあります。ただ、所得税のほうは、最終的に確定申告で本人の税金を精算する。そのため、源泉徴収をされたかどうかといった話の場合には、あくまで最後に精算されるという意味において良いのですが、そもそも、個人事業税の場合は精算されることはない。

しかも、3%から5%という税率が業種の区分によって分けられている理由も、一般の納税者には実は理解しづらいだろうと思うのです。何かしらの根拠があって3%から5%の数字がついているとはあまり思えない部分があります。消費税の簡易課税の話をここで引き出すと若干違いますけれども、消費税の簡易課税制度におけるみなし仕入率というのは、業種についてある程度全体的なバランスで平均を取った数値を恐らく使っているはずで、それにより、ああいったルールができる。そのため、エビデンスに基づく3%から5%の数字の根拠についても何かしら全部示すということが必要になってくる。そして、そもそも法律の改正、条例の改正を伴うといった話になってくると、即時性がないのです。

結局、今の消費税の0%、1%の話も、なかなか決められないというのは、必ず法律を変えなくてはいけないところがネックになっています。ただ、こと税金に関しては、即時性を持ってできるような形に、そもそも課税の体系を組み立てるべきなのではないかと思うのです。やはり、この限定列举というのは少し問題があるのではないかと思います。あくまで私見でございます。

【諸富小委員長】 土居委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 木南先生、どうもありがとうございました。私などは専門性があまりないため、大変頭の中が整理されすっきりした印象です。

ただ、質問の方も専門性があまりなくて的外れになってしまうのかもしれませんが、資料8ページで示されている請負業に関する課税対象の揺らぎの問題について、特に強く念頭にあるのが、最近、プラットフォームの下で、形の上では業務請負なのだけでも、実態としては労働者性が高いと言われるような業務がある。Uber EatsとかAmazonの配送業務などですけれども、列举されている中で言うと、運送業になったりするかしらないかというところがある。こうした、いわゆるギグワークという働き方について、自分自身の心身の状況や家族のケアなどで、きちんといつから出社して働き始めるということが確定できないような立場の人たちがこの種の仕事をする場合が非常に多い。ユーチューバーなども入ってくるのでしようが、それとは違った働き方をせざるを得ない方々が非常に多い。その場合、所得が290万円を超えるかどうかという、超えないような場合が多いのかもしれない。先程も、課税される場合とそうでない場合は、様々な要因で分かれてくるというお話でしたけれども、納税実務に携わられている中で、どういったケースでこうした働き方をしている人たちが課税対象になったり、ならなかったりする場面があるのか。

個人的には、こうした個人事業税の対象をめぐる改革に対しては、これから非常に重要なフィールドになっていくと思いますので、ここを意識した議論が必要だと感じています。

労働者性云々ということと、税法上課税対象になるかというのは全く別次元のことであるということは百も承知なのですが、別次元であり続けることで社会全体としての納得感がどこまで広がるかという問題もあると思っていて、この種の働き方の扱いに関する先生御自身のお考えも、もし可能であれば伺えればと思います。

【木南税理士】 私の発言が税理士全ての意見だということではなく、あくまで私見になります。

基本的には、我々は、個人事業税の課税がされるかされないかを気にしながら申告書を作っていないという、この大前提が忘れられてしまっているのではないかという気はします。個人事業税の租税を回避したいから、事業所得をやめて雑所得にするだとか、そういう観点でそもそも申告書は作っていないです。先ほどの話であったのですが、総合課税に結局取り入れられるものであるとなったときに、一番我々が気にしなくてはいけないのは、貰っているものが給与なのか報酬なのかであり、そこしか問題ではないのです。そういった意味で、個人事業税の観点に照らしてどうかと言われると、正直、そこはあまり税理士として考えていない。後づけで来るというのが私の感覚です。

【宮本委員】 その種の働き方をされる方から、そういった相談というのは結構多いものなのでしょうか。増えていると理解してよろしいでしょうか。

【木南税理士】 実際、税理士に顧問料を払うような形で関わらない方は、確定申告の相談会場とかに恐らく行かれます。ここ何年か、税理士会でもそういった無料の相談会場を開催しております。そのときに聞くのは、タイミーという源泉徴収票が一箇所ごとに出るのですが、その年間の枚数が50枚から70枚とかになるものを持って来られても、その場で対応ができないのです。そういう方たちはこれからどんどん増えるのではないかという感じはしておりますけれども、そういった方たちは直接的なクライアントとしての相談は通常されない。恐らく、無料の相談会場等を持っていかれるのではないかという気はします。

【宮本委員】 分かりました。

変な質問ですみません。でも、すごくよく分かりました。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 では、阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 まず、木南先生、大変貴重な御報告、ありがとうございました。

個人事業税について事業主控除を含め制度の仕組みについても大変勉強になりました。

まず限定列举の見直しについて、東京都税制調査会においても議論になるものだと思います。仮に、限定列举方式を見直し、現在の業種区分の税率区分について、例えば、税率を一本化する方向で検討する場合には、様々な課題が生じるものと思います。その際、事業主控除によって一定の調整を図ることも考えられるのではないかと思います。仮に、限定列举方式を見直して課税ベースを広げる場合には、例えば、所得税における事業所得と雑所得との区分については、営利性や継続性といった観点も考慮する必要があり、実務上も判断が難しい場合があると思います。そこで、今後、個人事業税の限定列举方式を見直すという場合、課税対象となる事業の範囲をどのように捉え、課税ベースをどのように設定することが適切なのかなど、その方向性について御教示いただければと思います。

次に、先程ご説明のありました請負業について伺います。請負と準委任に関連して、請負に該当する場合は事業税が課税対象となる一方で、準委任に該当する場合には事業税の課税対象にならないことがあり、その区分が実務上、不明瞭となる場合もあるのではないかと思います。このような問題は、実務上どの程度生じているのでしょうか。

最後に、法定業種の区分について伺います。業種を客観的に分類するという観点からは、日本標準産業分類も一つの参考になるのではないかと思います。消費税の簡易課税制度においても事業の種類に応じたみなし仕入率の区分が設けられております。今後、例えばプラットフォームを介して役務を提供する事業など、新たな形態の事業をどのように捉えるかを考える際には、日本標準産業分類などの業種分類を参照することも考えられるのではないかと思います。限定列举方式そのものを撤廃するのであれば、このような業種分類の必要性は低下することになるのでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【木南税理士】 最後の質問からお答えします。

消費税の話で申し上げると、正直、区分が分からない場合はその他の事業というものに包含されてしまう部分があるのです。それ以外だと、サービス業というすごく大きな括りで最終的に入れます。

結局、明確に第何業種かと区分しづらいのです。というのは、今、いろいろな商売が出てきてしまって、これは何になるのかと結構迷う瞬間が多いというのが現実です。そうなったときに、サービス業という中には、雑多にいろいろなものが存在している気がします。その仕事の受け方というのは、正直、あまり消費税の上では問題にされていないというのがまず一点目です。

二番目の質問は何でしたでしょうか。

【阿部委員】 まず根本的なところで伺いたいのですが、限定列举方式を見直すということになった場合、現在の税率を5%、4%、3%という税率のいずれかに一本化して、今後、課税していく方向で議論することも考えられると思います。その場合、高い税率に一本化すれば、税負担が増加する事業者も生じることになります。他方で、最も低い3%の税率を一律に適用した場合には、現在、4%、5%が適用されている事業者においては、税負担が軽減されることになります。こうしたことを考えますと、仮に税率を最も低い3%税率にする場合には、課税ベースを一定程度広げるという考え方もあり得るのではないかと思います。その場合、営利性や継続性の要素も考慮しながら個人事業税の課税対象について検討する必要があるのではないかと思います。また、地方税法第72条の49の14に規定されている290万円の事業主控除によって調整するという可能性もあり得るのではないかと考えたところです。

この290万円の事業主控除については、小規模な事業者の税負担に一定の配慮をするといった趣旨があるものと認識しております。そうした事業主控除によって税負担を調整しながら課税ベースを見直すという議論もあり得るのではないかと思います。税理士のお立場として先生はどのようにお考えでしょうか。

制度の簡素化という観点からは、限定列举方式を見直すという議論になると思いますが、その場合、何らかの調整を図る必要があるのではないかと考えたところです。

【木南税理士】 租税論的な部分についての公平性といったものについては、非常にお答えしづらい。例えば、課税ベースを拡大して、広く、浅く、薄く課税する形が望ましいかどうかについて、個人的には「はい」とは言えないです。税理士の立場としてはなかなか言いにくいですが、方向性としては、そういった感じはします。あくまで個人的な話です。

先程の不動産の話で、不動産の事業的規模について、個人事業税と所得税とで事業的規模と言われているものの判断は異なっています。所得税の方で事業的規模が認められない者が事業税を普通に課される状態になるところに、何だかなという感じは個人的にはしております。こども、同じ基準ではまずかったのかというのはありますけれども、金額基準といったものが入ってきますので、このあたりも個人的には何となく変な感じはします。

【阿部委員】 ありがとうございます。

個人事業税における事業の判定と、所得税法上の事業的規模の判定とは、必ずしも一致するものではないと思います。

そうしますと、所得税法上、事業的規模に該当しない場合であっても、個人事業税においては課税対象となる場合があるという理解でよろしいでしょうか。

【木南税理士】 所得税のほうが、事業的規模とみなされる部分が少ないです。個人事業税の方が事業的規模になるのは、金額基準であるとかそういうものも関わってくるため、個人事業税は課されるけれども、青色申告の事業的規模と判断されないパターンがあるということです。

【阿部委員】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 では、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 何点かあって、できるだけ端的に申し上げます。限定列举は、別に個人事業税に限ったことではなくて、例えば、非営利法人の収益事業は限定列举です。有名ですが、書道は課税対象だけれども英会話は課税対象にならないとか、そういった問題がある。恐らく、限定列举の話は租税絡みの他の分野にもあるため、もしこれを見直すなら、それは全体の見直しになるのではないかというのが一つ。

もう一つ、個人事業税は、所詮はシャープ勧告のレガシーで、既に事業所得として個人住民税も課されているし、所得税も課されている中、なぜこれに追加的な課税をしなくてはいけないかというときに、あえて言えばバランスの問題がある。例えば、法人事業税とのバランスとして、ある事業主が法人成りしている場合は法人事業税が発生するけれども、法人成りせずに個人事業主のままであれば非課税であるといったところのアンバランスの問題だと思うのです。

ただ、事業所得の最大の難点として、事業所得の中には人件費も入っているため資本所得ではないのです。法人事業税は人件費を引いてくれている。そのところで、事業所得の中にある資本所得のところだけ課税するなら理屈はかなうのです。スウェーデンの二元的所得税はそうです。

ただ、そうではないとき、即ち事業所得全体にかけるということ自体が、法人事業税とのバランスではどうなのかということが一つ目の質問です。もう一つは、フリーランスがこれからもし対象になったときに、サラリーマンとのバランスはどうなのですか。サラリーマンは個人事業税を払わないわけです。ただ、フリーランスになった途端に払うというのは、同じ就業形態、例えばシステムエンジニアでもいいのですけれども、同じ仕事をしているのにここのバランスはどうなのだろう。このバランスという感覚はどう理解したらよろしいですか。

【木南税理士】 まず、法人の方の課税の問題と比較するならば、先生がおっしゃっていたのは、恐らく外形標準で資本割であるとか収入割であるとか、その部分でおっしゃっているのだと思います。

【佐藤委員】 所得割もですか。所得割は引いてくれるのですか。

【木南税理士】 我々は、基本的には中小会社、零細会社が多いため、外形標準を使っているところは少ないのです。あくまで法人税で出てきた所得と同じ金額に対して課税が始まるので、人件費は全て控除された後のものに対してかかります。

ところが、個人事業税の場合は、事業主自体の事業主報酬は経費には一切立たないのです。そう考えると、明らかに事業税として課税される対象の部分の根本は、個人の方が多くなるだろうと考えるため、この部分でも同じにはならないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 分かります。恐らくそうだろうと思いました。

【諸富小委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、これにて木南先生の御講演への質疑応答については終了させていただきたいと思います。木南先生、御講演いただいただけでなく丁寧に質疑応答もしていただき、ありがとうございました。

木南先生はここで退出されます。お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【木南税理士】 ありがとうございました。

(木南税理士退室)

【諸富小委員長】 我々は次の議題へ参りたいと思います。

議題2「自動車関連税制の在り方」になります。事務局より、まず論点及び資料の説明をお願いいたします。

【吉野税制調査担当課長】 それでは、議題2「自動車関連税制の在り方」について御説明いたします。資料3-1の1ページを御覧ください。

論点は、「令和8年度与党税制改正大綱において、車体課税・燃料課税を含めた総合的な見直しの方針が示される中、公平・中立・簡素の視点から今後の自動車関連税制はどう在るべきか」と置かせていただいています。

検討項目の1つ目は、「自動車税の環境性能割が廃止となったことを踏まえ、脱炭素化に向けた車体課税の在

り方について」です。

具体的には、ガソリン車等に対する環境性能に応じた課税標準、グリーン化税制の重課・軽課の在り方と、EVに対して新たに導入される重量基準の仕組みはどう在るべきかについて御議論いただきたいと考えています。

二つ目は、「CASE革命を見据え、利用段階も含めた中長期的な自動車関連税等の改革について」です。

具体的には、動力源の多様化の進展を踏まえた公平な税負担の在り方について、保有段階から利用段階への課税、燃料課税も含めて御議論いただきたいと考えております。

続きまして、資料について御説明いたします。

2ページは、自動車関連税制の全体像です。保有段階の車体課税と利用段階の燃料課税とで、総額約4.1兆円のうち、地方分は約2.7兆円で、地方自治体にとって重要な財源となっています。

3ページから6ページは、令和8年度与党税制改正大綱のうち、自動車関連税制の抜粋でございます。

7ページ上段は、その改正大綱をまとめた概要でして、下段は、今月に行った国の施策及び予算に対する東京都の提案要求です。

大綱の概要ですが、5(2)及び(3)は、自動車税及び軽自動車税について、環境性能割が廃止となり、令和10年度以後の在り方については、令和9年度税制改正で結論を得るとなっています。グリーン化特例については2年延長されています。

5(4)及び(5)が、国税の自動車重量税について、エコカー減税は減免の基準となる燃料基準の達成度を引き上げた上で、2年延長されています。

5(6)で、軽油引取税の当分の間税率が廃止されています。

7で、揮発油税等の当分の間税率が廃止となり、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、令和9年度税制改正で結論を得るとなっています。

以上のように、令和8年度税制改正で一定の方向性は出ましたが、具体的方策等は令和9年度税制改正で結論を得るとされているものがあります。現時点で国の検討状況は明らかにされておりませんが、これまでの都税調での検討の方向性を踏まえつつ、公平・中立・簡素の視点から今後の在り方を御議論いただきたいと思います。

8ページからが1つ目の検討項目に関する資料です。

8ページは、2050年ゼロエミッションに向けた都の取組の御紹介です。都は、2030年には新車販売台数に占める非ガソリン車の割合を100%とする目標を設定するなど、ゼロエミッションモビリティ普及拡大に取り組んでいます。こうしたことから、ZEVの普及拡大を図るため、ZEV導入促進税制という都独自の課税免除税制を設けています。このような都の取組を促進する視点で、御議論いただければと思います。

9ページは、自動車関連税制のうち車体課税に関する概要及び課税根拠です。検討のポイントとして、一つ目、環境性能割の廃止に伴い、これまで担っていた環境損傷負担金の性格をどのように代替するか。二つ目、保有段階における環境インセンティブ強化の視点も踏まえ、EV等に対して新たに導入される重量基準の仕組みはどう在るべきか、御議論いただければと考えております。

10ページは、旧種別割が名称変更となった自動車税の概要です。EV等に対して、車両重量に応じた課税方式が導入予定とされ、電気自動車等以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とするとされています。

11ページは、車体課税における環境性能基準についての議論の御紹介です。環境省の試算によると、環境性能割を廃止した場合の影響で、CO₂排出量が約100~130万トン増加が見込まれるとされています。令和7年度都税調報告では、保有段階に課される種別割において、より環境税制としての位置づけを強めていくべきと提言いただいています。

12ページは、CO₂排出量基準についてです。令和7年度都税調報告では、ガソリン車等へ早期に導入すべきと提言いただいています。

13ページは、自動車税のグリーン化特例の概要です。ハイブリッド車は、一律重課の対象外となっています。

14ページは、ハイブリッドとガソリン車の燃費性能比較です。ハイブリッド車の中には、燃費基準値がガソリン車と同程度のものもあり、令和7年度都税調報告では、重課対象に含めることなども提言いただいています。

15ページは、参考資料で国税である自動車重量税の概要でございます。

16ページからは、2つ目の検討項目に関する資料です。令和7年度都税調報告では、CASEに代表される自動車革命等が、保有車両の規模を縮小させるため、車体課税の減収が見込まれ、中長期的な自動車関連税収の通減が想定されると述べられています。

17ページは、燃料別新車登録台数の推移です。ガソリン車の割合は年々減少し、非ガソリン車は増加傾向にあり、燃料課税は減少していくことが見て取れます。

18ページは、自動車保有台数とカーシェアリングの推移です。保有台数は増加していますが、今後、減少が予測され、また、カーシェアリングについて見ると年々増加してきているなど、自動車の利用形態については多様化してきております。

19ページは、過去の都税調報告における中長期的な自動車関連税改革の検討です。環境負荷の小さい自動車への転換を促進する一方で、中長期的には安定的な財源確保のために、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO₂排出量・重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要と提言いただいています。

20ページは、走行距離課税方式における課題です。

令和7年度都税調報告では、保有課税から利用課税への転換を図る走行距離課税は望ましい公平な税制度とされていますが、実現に向けての課題も提示されています。

21ページは、燃料課税・エネルギー関係諸税です。令和7年度都税調報告では、燃料課税を含めた広範な議論が求められています。

22ページは、参考資料で、地球温暖化対策のための税の概要です。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より御説明がありました論点について、意見交換を行いたいと思います。今次、令和8年度税制改正で車体課税関係は、燃料課税の暫定税率部分の廃止も含めてかなり大きな改正が行われました。ただ、8年度改正でコンプリートではなくて、説明がありましたように、9年度改正でさらにコンプリートさせるべく議論が継続するということになりますので、都税調の視点からも、ぜひ先生方に活発な御意見をいただければと思います。

では、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 どうもありがとうございました。

まさに、資料1ページにありますように、環境性能割の廃止を受けて、何らかの形で、脱炭素化と整合的な自動車関連税制の在り方をより深く考えていかなければいけない時期に入っていると思います。特に、環境性能割の廃止とか、いわゆる揮発油税などの当分の間税率の廃止といったところは、多分に最近の原油価格の高騰も影響して、自動車ユーザーに負担軽減を図るという視点がかかなり強調されているということなのではないかと思っています。

確かに、原油高が背景にあるということは分かっているものの、そうはいつでも、その間に自動車が道路を走行すれば、道路は損傷しているわけで、その道路を維持するための経費は一体誰が負担するのかということについて、もう少し、都民のみならず国民的な広がりをもって、その負担の在り方を真剣に考えていく必要がある

と思います。自動車をほとんど使わない人が、関係のない税金で道路の損傷費用を負担するということで、ますますその度合いを深めているのかと思うわけであります。

したがって、やはり道路を利用する者が、しっかり道路を維持するための行政経費を負担するというところを、もっともっと強調していただかないといけないのではないかと思います。そのため、今年度の報告においても、その点はこれまでの報告以上に強調していただきたいと思うわけであります。

それから、もう一つは走行距離課税でして、走行距離課税は、他の会議体ではあまり議論されていない。特に国政レベルでは全くと言っていいぐらい議論していない。このぐらい深く議論しているのは、むしろ東京都税制調査会ぐらいではないかと思うわけであります。

そういう意味では、東京都税制調査会でこの走行距離課税についてフィーチャーしなければ、日本のどこもフィーチャーしないということになると思います。なかなかそう簡単に、来年からすぐ導入できるというほど単純ではないということは承知していますけれども、だからといって諦める必要もないと思いますから、今年度の報告では、走行距離課税については、しっかりとその意義を説明していくということが必要かと思ひます。

私は、昨年度も申し上げたかもしれませんが、必ずしもGPSにこだわらなくてもいいのではないかと。もちろん、GPSのほうが走行距離を測るには適してはいると思いますが、なかなかプライバシーの問題とかで国民的な理解が得られない恐れもある。そういうことであれば、改ざんができないメーターをつけるということでもって走行距離を測る。しかも、これも昨年申し上げましたけれども、保険会社や中古車業者は、メーターが改ざんされるということに対して極めて厳しい目で見ているわけです。そういう改ざんを許さないステークホルダーがいるという意味において、走行距離の改ざんというものに対して社会的に相当厳しい牽制効果があるというところを、課税においても上手に利用していくということは、私はあり得ることではないかと思ひます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 小林です。

三つほど申し上げておきたいと思ひていて、一つは、自動車税の見直しそのものです。これは今回、かなり喫緊の課題になっているため、都税調の報告書でどのように説明するか、主張するかというのは非常に重要になってくると思ひますので、私も意見を言っておきます。

今の土居先生の話にもありましたように、そもそも道路維持費をどうするかというところで、受益者負担を考慮すれば、電気自動車にも一定の負担を求めることは必要だということになっているわけです。ただし、環境への影響を考慮すれば、ガソリン車よりも負担は小さくてよいと考えられるべきところですので、この税率は、排気量や重量だけではなくてCO₂排出量も考慮したものにすべきだと。

そのため、電気自動車だけ別枠にするのは本来望ましくなくて、ガソリン車とセットにする。結局、電気自動車に排気量がないため、現行の排気量のままだとセットにはなかなかできないわけですが、そういう意味では短期的に分けていく必要はあるのかかもしれません。しかし、電気自動車について新たに重量基準を導入したとしても、例のハイブリッド車で一括りにするのが適当かどうかといった問題もあることからきちんとCO₂排出量基準を入れる。あるいはCO₂排出量基準だけでいいかという問題もあるため、環境基準をきちんと入れる形で再構成すべきだと思ひます。

特に、環境性能割の廃止に伴って、環境関連の外部性を内部化するという意味での環境インセンティブ機能がなくなったわけですから、旧種別割である自動車税に持たせることの重要性というのは更に高まっていると思ひます。そのため、これを、令和9年度の改正からある程度載せていくということは大事だと思ひます。そういう意味で、ガソリン車についても環境基準等を導入すべきだということです。

将来的には、やはりこの重量基準が、電気自動車と通常のガソリン車とを繋ぐ一つの基準になり得るわけです。

から、自動車税もCO₂基準を入れた上で重量基準によって一本化していく。そういう話になれば、自動車重量税との関係性という話も出てきますので、そういった意味でも、将来的には自動車重量税との一本化というのを目指していくべきなのだろうと思います。

ただ、この場合、その税収を全て地方に寄せという虫のいい主張をすべきではないとももちろん思います。そのため、税収の配分の問題というはあるわけですが、その辺り、長期的な課題として今回の報告書で言うことも検討していいのではないかと思います。というのが一点目です。

二つ目が、走行距離課税の導入について、土居先生も言及されましたように、やはりこれについても深めていく必要があるだろうと思います。

走行距離課税が求められている背景は幾つかあるわけですが、電気自動車に利用段階の負担をどう求めるかというのが背景の一つです。そもそも受益者負担というときに、できれば受益の量に応じて負担してもらうのが望ましくて、ガソリン車についてのガソリン税は既にそのような機能を持っているわけです。それが、電気自動車で一切負担なしでいいのかといった問題になってきますので、本来であれば、自動車税に電気自動車の重量基準みたいなものを入れるとともに、利用段階の負担をどう求めるかというところで、走行距離という話になるわけです。

走行距離に基づく課税というのを導入すれば、利用者負担金としての性質が出てくることになりますので、その場合には、ガソリン税自体の見直しももちろん必要になります。そのため、利用者負担金としての性質は走行距離課税で担って、利用段階の環境インセンティブについてはガソリン税といった整理をしていく必要があるのではないかと思います。利用段階と保有段階ときちんとセットで整理していくということを今回の報告でも改めてできるのではないかと思います。

それから、三点目は、もう一つの走行距離課税の背景としてカーシェアの問題があるわけです。カーシェアが進むことによって保有台数が少なくなっていくものの、道路利用量は継続する、むしろ増えるかもしれないといったところもあるため、「保有から利用へ」といったスローガンが出てきた背景もあるわけです。

そのときに、資料18ページの左側の図について、これは去年も似たような図が出ていて、それを新しいデータで更新してもらったようなのですが、今回、私のほうで一つリクエストをして入れてもらったのはこの緑の線とオレンジの線です。オレンジの線だけでもととの資料にあったのです。

これは何かというと、令和3年3月と書いてありますけれども、将来的に自動車関連の税収はどうなるのかということをシミュレーションしてもらった数年前の委託調査があるのです。その大前提となる自動車保有台数の予測というのが示されていたのですが、報告書では、高位推計、中位推計、低位推計のように三つシナリオがあって、そのうちの二つ目が、今回加えてもらったこの緑の線になるのです。オレンジの線の中位推計で既に大分現実と乖離しているようなところがありますので、中位推計プラス高位推計を今回加えてもらって、更に線を引いてもらったということになるのです。

重要なポイントとして、シェアリングの影響を考慮してこれだけ減っていくのではないかと予想していたものの、今の時点では、シェアリングは進んでいるけれども、保有台数は現実にはそこまで減っていないというか、むしろ少し増えているようなところがある。それが、まず現実と乖離したシミュレーションになっていたということなのです。

さらに、オレンジの線ですと、ぐっと下に行きますけれども、緑の線は、シェアリングを一切考慮しないで、これから人口が減っていく、あるいは高齢化が進んでいく、あるいは所得がそんなに伸びないといった前提の中で推計されたものになるのです。この緑の線よりも現状は、わずかですけれども上を行っているということになりますので、改めてどこかの段階でこの将来予測みたいなものを行う必要があるのではないかと。

我々も多少手伝っても構いませんが、もし事務局が現実のデータに変えることで将来推計をし直すことがで

きるのであれば、別に委託調査までする必要はないです。そうではないものだとすると、将来的な課題として、報告書に書くかどうかは別として、何らかの形で再委託というか、改めてこのシミュレーションをする必要があるのではないかと思います。

ただ、報告書に書くとすれば、予想していた緑の線よりも現実には上に来ていることを踏まえて、改めて将来予測をする必要があるといったことを報告書に書くというのも、一つの選択肢というか考え方になるのではないかと思います。その辺りを、今後、報告書に向けての議論の中で検討していただければと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、続きまして松行委員、どうぞ。

【松行委員】 私は専門が都市計画ですので、今までの先生方とは少し違う観点から意見を述べさせていただきます。

今回のこの一連の自動車関連税制の改正に関しては、より公平になったため、いい方向に進んでいるのではないかと考えております。ただ、その反面、全体として、EVの所有や購入に関しては負担が増える方向性になっているかと思います。この方向性が、やはり、日本の自動車のEV化を妨げるような方向性にはなってはいけないのではないかと感じております。それは、もちろん環境面でもそうなのですが、御存じのように、日本のEV化というのは世界に比べて大きく遅れています。どちらかという中欧米の方が、特にヨーロッパの方が進んでいてアジアの方が遅れているという方向性だったのですが、最近、アジアの国のEV化というのもすごい勢いで進んでおりまして、どんどん日本との差がついているといった状況になっています。

今のこのエネルギー危機で、世界的な車両のEV化というのはどんどん進んでいくかと思います。その中で日本のEV化が進まないと、日本の自動車産業の国際的な競争力というのがかなり落ちてしまうのではないかと思います。ことを懸念しております。そのため、税制改革というものがEV化を妨げないような方向で行くのがいいように思います。

そのときに、税制だけではなくて、一緒にEV化を進める方策というのをやっていく必要があるのではないかと思います。その際、特に、全ての車両に対して同じようにやるのではなくて、効率化を考えて、稼働率が高いような車両に対しての推進策というのを優先的にやっていく方がいいと思いますので、今、都が行っているようなバスやトラックのEV化を進めるというやり方は理にかなっているのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 三つ分けた方がいいのではないかと思いますのは、まず環境への配慮の話、それから財源の確保の問題、さらに道路の管理・修繕の問題です。この三つは分けて考えたほうがいいと思っている。環境への配慮ということであれば、諸富小委員長が専門ですが、環境税の導入も含めたCO₂に着目した税制の構築、これは都税調でもずっと言っていることなので、それは更に進めていくべきことです。あと、税制ではないけれども、公共交通の普及促進というのも本来あってしかるべきです。自家用車を使うからいけないのであって、公共交通を充実させると。これは、特に東京にいと分らないですが、地方などだと、むしろ、こちらは喫緊の課題になっているということなので、この議論があつていいと思うのです。

二つ目は、その財源の確保。とにかく税収が減ったら困るということであれば、一つは、やはり重量で統一していくということはある。事前説明のときに申し上げましたが、国は重量税を持っているため、ある意味、重量で全部統一してしまったらということ。たばこ税みたいなイメージです。つまり、重量に対して国も都道府県もかけて、市町村も軽自動車税でかけていますというイメージでいけば、重量という基準で統一するというのはいくつの考え方だと思うのです。

ただ、この場合、先程から何人かの委員からも御指摘のあるとおり、EV車の普及促進に弊害があつてはいけな

いため、ここはタイミングの問題はあるのではないかと思います。場合によってはEV車については、EV割か何かをつける必要性があるのかもしれないということなのだと思います。

道路の利用に関しては、走行距離税の話がありましたけれども、私は走行距離税という名前はやめたほうがいいと思っていて、道路の利用に対してかけているため、道路利用税か道路利用料金だと思うのです。そういったものを活用するのは、都税調で既に言っていることですので、そこはあっていいと思います。

ただ、個人的にGPSの方がいいのではないかと考えているのは、GPS機能を使えば、混雑情報とかそういう道路利用の最適化にも資するのです。これはスマートシティなどでよく議論になります。つまり、GPSを通じて今の道路の混雑状況を伝えて最適経路を出すといったこともできるため、道路サービスの質向上にもつながることから、ある意味、税金を取るためだけに何か行うというよりは、どうせならサービス提供も併せて行うというのが一つ、走行距離税を考える上ではあっていいのではないと思う。

それから、道路に関しては、もう一人、実は受益者がいるのです。それは何かというと上下水道と通信です。道路は、これから、車が利用するものから、恐らく公共インフラの埋蔵施設になっていくと思うのです。下水道が破裂すれば道路ごと陥没しますから。

恐らく、都税調も以前、道路についてだけ特化して議論があったと思うのですが、道路に埋蔵している施設についても道路がないとできないことなので、そこから何らかの受益者負担を求めて管理費を捻出していくということはあっていいのかもしれないと思います。

そのため、車体課税が入り口なのですが、出口はと言われたときに、それは環境税の話になるし、あるいは、そういった道路インフラの今後の在り方に関する議論に繋がっていくのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 私自身も、電気自動車と乗用車は、重量で統一して両者同じ扱いにする方がいいのではないかと考えます。ただ、その理由が若干違って、もうそろそろ電気自動車の普及という優遇税制は、やめてもいいのではないかと。世の中の流れでいずれ電気自動車になるということと、それから、CO₂を排出しないということとは、直ちに環境負荷がないということでは全然ないというのは最近明らかになってきています。メガソーラーとかはむしろ環境問題の非常に大きな要因ですし、もちろん、石油燃料もそうだし、原子力だって決して環境負荷がないわけではない。そういう意味で言うと、果たして、電気自動車をそのように優遇することが環境に優しいのかと。

今、一番問題になっているのはデータセンターで、要するに、電気を大量に使い過ぎる世の中は環境負荷が非常に大きい。これは今後、相当問題になっていくと思うのです。CO₂がなければいいという話だけではもはやないということで、電力を使うこと自体が問題です。重量課税と走行課税でイコールフィッティングしたほうがいいのかという結論は一緒なのですが、理屈がいささか異なる。環境と言っている割に電気自動車はそんなに環境に優しいのですかというのは、もう一回見直した方がいいのではないかと。これは世界的にもきちんと言った方がいいのではないかと。日本のEVは遅れているのですけれども、遅れているのであればなおさら電気自動車には問題があると云った方がいいのではないかとというのが個人的見解で、結論においては重量課税で統一するべきと考えます。

本当は、もう一つ、道路空間に対して邪魔という点で、体積の大きい嵩高い車に課税したいと、個人的には思っています。あのような大きい車は、自転車で走るときとかに危険ですし、駐車場とかいろいろな意味で迷惑です。重量課税で大体できると思うので、それは、重量課税で統一していった方がいいのではないかと。排気量は、もともと重量の一種の、大きさのイメージだったため、そういう意味で言えば、それでいいのではないかと思います。

それから、走行課税についてはいろいろな方式があるという資料でした。オランダの方式で、走行距離の測定がないのに走行距離課税ができるというのは、少しよく分からない。何かいろいろな方法があり、簡易にやることができるのであればいいのですけれども、簡易ではないとするならば、他の方式になるのかなと思いますが、そこはよく分からない。せっかく資料にあるのですが、これは使えないのかというのが質問になります。

【諸富小委員長】 では、この点について事務局で回答をいただくことができますか。

【吉野税制調査担当課長】 オランダにつきましては、こちらの情報があるところで、すみません。これ以上の情報を今持ち合わせておりませんので、お調べします。

【佐藤委員】 ステッカーです。キャンパスとかに入るときの許可証みたいなイメージ。そのため、ここの道路を走っていいという許可があるステッカーを貼っていないと罰金というもの。

【諸富小委員長】 そうしたら、資料に書いてあるように、距離が伸びれば安くなるみたいなことになりますよね。定額なので。

ありがとうございます。分かりました。

【諸富小委員長】 そろそろ皆様よろしいでしょうか。

走行距離について委員の皆様方から御意見をいただいているところで、EVの方は電動なので、結局、石油に関連する、ガソリンに関連する負担がないために、そこのバランスですね。それから、走った距離と道路損傷というのは比例するだろうということからすると、確かに先生のおっしゃるとおり、いずれの方式を採るかといった話もあり得るのですが、個人的な疑問としては、走行距離を測るのはいろいろ難しいため、ガソリンにかけているように電力にかけるという方法もあるのではないかと。

今、日本で電促税というのがあります。これは、kwh当たりにかかる税金で、特定財源であり原発立地交付金の財源にもなっているものです。EVというのは、要するに、走るための電気を給電しなくてはいけなくて、電力比例で税金をかけておけば、おのずとガソリン税と同じような機能になる可能性がある。ただし、その分を、税率をきちんと決めておいて、どこかを介して、道路にその税を持っていくようにしておけば同じことが成り立つのではないかと、個人的な感想として思いました。

以上でございます。

では、この二つ目の議題についてひとしきり質疑応答をいただいたため、会長から、先程の議題1と併せて、二つの議題について総括的にコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【池上会長】 どうも皆さん、ありがとうございました。

今日は二つテーマがございまして、一点目の個人所得課税については、個人事業税という、都道府県で課している税の改革に向けて、それに関連する議論です。木南先生から大変貴重なお話をいただいたのですが、そこで分かったことは、議論は実は二段階に分かれていて、一つは、国税レベルで、事業所得なのか雑所得なのか給与所得なのかということところです。つまり、まず、雇入れだったら給与所得だろう。そうではなくて、請負だったら事業所得なのか雑所得なのかと。そこは実は国レベルの話、つまり、税務署レベルの話なのです。しかし、そこにも事業所得か雑所得かという、先ほど、納税者にとってのメリット、デメリットがあるという話がありました。そういった判定の問題がまず一つある。

次に、事業所得と言われたときに、それが都道府県に来て、東京都の場合は、それが70業種なのか否かという、いわゆる、限定列举の場合の課税の公平、不公平の問題になってくる。これが二段階目の問題です。

両方の問題があって、二段階目は地方税の問題です。そういうことで、都税調はもちろん地方税の話をするのだけれども、しかし、それに限らず、関連する国税の話もしましよということになっていますので、その二つの段階のところを両方議論しなければいけないということが、まずよく分かったということになります。

それと、もう一つ、木南先生のお話で重要だったことは、例えば、これは事業所得で、かつ、限定列举の70業

種に当たる、若しくは当たらないと一度判定したとしても、実際には、仕事の中身は、その事業者によってだんだん変わってくる。そのときに適切な見直しがきちんと行われているかどうかと。つまり、一旦認定されると、その状況がずっと続いていて、本当は変わってしまっているのに前の状況で課税されている。若しくは、課税されていないという状況になってくると。それで、先程お話があったとおり、同じことをやっているのに課税されている者と課税されていない者があるということは、恐らくそういうこともあるのです。

先ほどお話があったとおり、事業の継続性というのは、昔は30年と言われていたのが、今はせいぜい5年だということになってくると、そこをきちんと見直しできているかという問題。これは、東京都で配られている請負業に関する問合せといいますか、申告を求めている書類があり、あれも、どの程度頻繁に行われているのか分かりませんが、そういったところをこつこつと行う必要がある。これは、国も都道府県も両方の課題だと思います。

そういうことが分かってきたということが今日の成果ではなかろうかと思います。それを踏まえて議論をしていきたいということが、私の今日の感想でございます。

二点目の自動車課税については、これまでもずっと議論してきましたし、車体課税と燃料課税というように今まで区分してきたのですが、先程の電気の話も出てくると、段々、いわゆる保有段階なのか利用走行段階なのか、そういった区分に変わってきているのだと思います。今日の資料19ページにあるとおり、中長期的な展望というのがあります。こちらは数年前に出した報告に入れた図で、ずっと確認してきてはいたのですがけれども、種別割の見直しイメージということで、これをどう具体化するかという議論を恐らく行っていくことになると思います。

今日のお話ですと、いわゆる保有段階に関して言うと、流れとして、総排気量基準というのは、確かにガソリン車の時代の車の大きさの指標として使っていたので、これから段々ガソリンだけではないものにエネルギーが変わっていくとすると、重量基準に変えながら、そこにいわゆるCO₂排出基準を組み合わせる形になってくると、かなりの程度、合意ができているのではないかと思います。

そして、走行段階になった場合、従来であればガソリンに税金をかける、あるいは軽油にかけるということで課税してきたわけですが、ガソリンではないもので動く自動車が増えてきたときにどうしようかということです。その一つの考え方は、今日いろいろお話がありましたけれども、いわゆる走行距離課税、つまり走行距離に応じた課税がある。しかし、ガソリンがまだ使われている、あるいは軽油が使われているというところを考えると、それにCO₂排出基準を組み合わせたような形の課税が考えられる。

そのときの考え方として、道路利用税という言い方がなされました。確かに、広い意味では道路利用ということで、狭い意味で言うと、道路の損傷に対する修繕といったことがあるのですが、もう一つ、今日お話がございましたとおり、自動車は、道路を傷めているだけではなくて、実は道路を使うことによって周りの人の邪魔をしているわけです。つまり、先ほど言った自転車をこいでいる人、あるいは、もっと言えば歩行者に対する安全ということが非常に重要なのです。例えば、歩道だったり横断の安全だったりということがありますので、そうしたことを考えて、道路を使っている自動車、あるいは、先ほど佐藤委員からお話があったとおり、道路の下を走っている公共設備の負担をどう考えるかということも含めて考えていくのだろうと思います。そういう大きな枠組みとして、かなり議論は整理されてきているのではないのでしょうか。

それから、自動車重量税が、今、国税としてあります。それとの調整が問題になるということも先程お話がありました。それはそのとおりだと思います。それから、いわゆるEV、電気自動車に対する評価もいろいろあるわけですが、その環境税としての検討につきましては、諸富小委員長にお任せしたいというのが私の本心でございます。よろしくお願いします。

それから、最後にもう一点だけ。

電気に課税するという議論は過去に都税調で行ったことがあります。残念ながらいいいますか、ちょうど東日

本大震災の直前の段階で、電気に課税しようといった案を話していたのですが、東日本大震災でそのまま議論が止まってしまったような気がします。それは、もちろん、議論としては当然成り立つ話ですから、それを見直すことも当然必要だと思います。そこまで話を広げていけるかどうかということは、議論しなければいけないのですが、発想そのものについては、そういったものを振り返りつつ、また議論を発展させていくことができるのではないかと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

【今井税制調査担当部長】 小委員長、一つ。

先ほど会長からお話が合った個人所得課税で、個人事業税の課税で一度課税されてしまうと、その見直しへの対応という議論がありましたが、課税部の課税指導課長から、実態がどうなっているか補足させていただいてもよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 はい。

【渡部課税指導課長】 課税指導課長の渡部です。

その実務上の取扱いを補足させていただくと、一度課税の認定をした後に永遠に何もしないというわけではなくて、どれぐらいのスパンで行うかというのはケース・バイ・ケースですけれども、所得の内容等を見させていただきながら、お尋ねの照会文書等で、状況が変わっていないかどうかというところは定期的に確認を行っております。そのため、木南先生の印象として、そういった確認がなかなかないのではないかという話ではあったのですが、実務的には、そういうところは定期的に確認させていただいていることは補足だけさせていただければと思います。

【諸富小委員長】 補足説明をいただきまして、ありがとうございます。

そういうことで、今日は盛りだくさんで活発に御意見をいただきましてありがとうございました。以上で二つの議論は終わりにしたいと思います。

それでは、最後に事務局から、事務連絡及び次回の日程等の説明をお願いいたします。

【吉野税制調査担当課長】 本日の議事録につきましては、後日ホームページにて公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の第三回小委員会の日程ですが、現在調整中でございます。決まり次第、速やかに御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議題を終了いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてどうもありがとうございました。これをもちまして、第二回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 了 —